

令和7年第1回国東市議会臨時会 提出議案

報告 第1号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 1
報告 第2号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 3
報告 第3号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 5
議案 第1号	令和6年度国東市一般会計補正予算(第6号)	P 7
議案 第2号	訴訟上の和解について	P 8

報告 3件

議案 2件

計 5件

## 報告第 1 号

### 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 2 月 4 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 23 日

国東市長 松 井 督 治

### 記

#### 1. 事件の内容

令和 6 年 7 月 29 日午後 2 時 30 分頃、国東市国東町安国寺 3 番地 1 において、市から依頼を受けたシルバー人材センター会員が草刈り作業をしていたところ、老朽化した雨水蓋を踏み抜き、右足首の関節を骨折したものの。

2. 損害賠償の額            188,150 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、145,150 円を支払う。
- (2) 国東市は国民健康保険組合からの求償額 43,000 円を国民健康保険組合に支払う。
- (3) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

#### 4. 和解の相手方

## 報告第 2 号

### 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 2 月 4 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 10 日

国東市長 松 井 督 治

### 記

#### 1. 事件の内容

令和 6 年 12 月 19 日午前 9 時頃、国東市国東町田深 1570 番地 9 地先、市道田深富来浦線において、相手方が自家用車を運転中、反対方向から来たバスを避けようと路肩に寄った際に、隆起した L 型側溝の角にタイヤ側面があたり、タイヤ 2 本が破損したものの。

2. 損害賠償の額            30,580 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、30,580 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

#### 4. 和解の相手方

### 報告第3号

#### 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成20年国東市条例第22号）第1号及び第2号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月4日提出

国東市長 松井督治

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 20 日

国東市長 松 井 督 治

### 記

#### 1. 事件の内容

令和 7 年 1 月 7 日午後 2 時 30 分頃、国東市国見町中 850 番地、市立国見小学校敷地内駐車場において、相手方が自家用車を駐車中、スクールバスの駐車場を確保するために設置していた単管バリケードが、強風にあおられ転倒し、当該自家用車に接触し破損させたもの。

2. 損害賠償の額           133,310 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、133,310 円を支払う。
- (2) 本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

#### 4. 和解の相手方

議案第 1 号

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 議案第 2 号

### 訴訟上の和解について

福岡地方裁判所 令和 5 年（ワ）第 2004 号 非債弁済返還請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

国東市長 松 井 督 治

#### 1. 事件名

福岡地方裁判所 令和 5 年（ワ）第 2004 号 非債弁済返還請求事件

#### 2. 相手方

#### 3. 和解金 1,300,000円

#### 4. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、本件和解金として 130 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 国東市は、相手方に対し、前号の和解金を本和解成立後 1 か月以内に、相手方指定の金融機関口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は国東市の負担とする。
- (3) 相手方は、国東市に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 国東市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに関し、債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

#### 5. 和解理由

相手方が、令和元年 5 月 24 日に国東市に支払った 150 万円について、この支払いは非債弁済に基づく支払いであるので、その全額を返還するべきであるという主張の提起をしたが、この度、裁判所から和解を勧告されたので、この和解案に沿って解決を図るため。